

## 高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補助事業者の選定)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする無線通信事業者等は、知事が別に定める実施計画書及び添付書類(以下「実施計画書等」という。)を、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により提出された実施計画書等を審査し、補助金を交付する無線通信事業者等(以下「補助事業者」という。)を決定する。補助事業者の決定にあたっては、実施計画書等の提出があった事業のうち、次の各号の要件を満たす事業について、知事が別に定める施設の優先順位に基づき、各施設において最も安価な提案を行った無線通信事業者等に決定する。</p> <p>(1)予備電源設備を導入し、発災後72時間の停電対策を講じること</p> <p>(2)予備回線設備(衛星通信等)を導入し、通信回線の冗長化を講じること</p> <p>3 知事は、補助事業者の決定について、実施計画書等を提出したすべての無線通信事業者等に通知する。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 <b>補助事業者</b>は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該<b>補助事業者</b>に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。</p> <p>(補助金の交付申請の取下げ)</p> <p>第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受理した<b>補助事業者</b>は、規則第7条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、当該決定通知を受理した日から10日以内に別記第2号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の承認)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)交付決定額に対して増額又は20パーセントを超える減額変更を行う場合</p> <p>(2)補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。</p> <p>(3)補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合</p> <p>イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 無線通信事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該無線通信事業者等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。</p> <p>(補助金の交付申請の取下げ)</p> <p>第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受理した無線通信事業者等(以下「補助事業者」という。)は、規則第7条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、当該決定通知を受理した日から10日以内に別記第2号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の承認)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)交付決定額に対して増額又は20パーセントを超える減額変更を行う場合</p> <p>(2)補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。</p> <p>(3)補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合</p> <p>イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、よ</p>

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ、補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第4号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第5号様式による事故報告書によって知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による状況報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日（第10条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、廃止の承認の日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第10条第3号に基づく報告を行った補助事業者のうち、当該補助事業が当該年度内に完了しない場合は、翌年度の4月10日までに別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これらを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の申請をしようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、第10条第2号の規定により補助事業中止（廃止）承認申請書を受理した場合又は次に掲げる場合は、補助金の交付の決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、要綱等の規定に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

り能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ、補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第4号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第5号様式による事故報告書によって知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による状況報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日（第9条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、廃止の承認の日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第9条第3号に基づく報告を行った補助事業者のうち、当該補助事業が当該年度内に完了しない場合は、翌年度の4月10日までに別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これらを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(概算払の請求)

第12条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の申請をしようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、第9条第2号の規定により補助事業中止（廃止）承認申請書を受理した場合又は次に掲げる場合は、補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、要綱等の規定に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについては、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ別記第11号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した取得財産等においては、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が前項の規定による承認を受けた取得財産等を処分することにより収入があると認める場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月1日施行）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行し、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第10条第5号、第11条第4項、第15条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(5) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについては、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ別記第11号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した取得財産等においては、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が前項の規定による承認を受けた取得財産等を処分することにより収入があると認める場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月1日施行）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(追加)

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行し、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第9条第5号、第10条第4項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

以下の表に掲げるとおりとする。

経費区分	補助対象経費（※1、※2）
(1)施設・設備費	ア 次に掲げる施設の改修又は設備の設置・改修に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク) ケーブル (ケ) 電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置・改修に要する経費 ウ 附帯工事費
(2)用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置・改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。） イ 附帯工事費
(3)調査設計費	施設・設備を設置・改修するために必要な調査・設計に要する経費

※1 救助・救命活動の成否の観点から、発災後72時間において携帯基地局が機能を維持できるよう強靱化するものを対象とする。

※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）で24時間の機能維持を義務化されている「県庁舎・市町村役場」への対策においては、義務対象である24時間分については補助対象外となり、当該基地局施工費を按分処理した費用を対象とする。ただし、蓄電池の種類を変更する場合（例：鉛蓄電池からリチウムイオン電池への変更）は、義務対象である24時間分についても補助対象とする。

別表第1（第3条関係）

以下の表に掲げるとおりとする。

経費区分	補助対象経費（※1、※2）
(1)施設・設備費	ア 次に掲げる施設の改修又は設備の設置・改修に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク) ケーブル (ケ) 電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置・改修に要する経費 ウ 附帯工事費
(2)用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置・改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。） イ 附帯工事費
(追加)	(追加)

※1 救助・救命活動の成否の観点から、発災後72時間において携帯基地局が機能を維持できるよう強靱化するものを対象とする。

※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）で24時間の機能維持を義務化されている「県庁舎・市町村役場」への対策においては、義務対象である24時間分については補助対象外となり、当該基地局施工費を按分処理した費用を対象とする。

## 別表第2 (第10条、第14条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 別表第2 (第9条、第13条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式(第6条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)  
生年月日

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付申請書

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額  
金 円

3 補助事業の概要

- (1) 工事着工予定日  
令和 年 月 日
- (2) 完了予定日  
令和 年 月 日

(3) 事業費 (単位:円)

経費区分	総事業費	
	補助対象経費	補助対象外経費
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
<u>調査設計費</u>		
合計		

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 設計の概略図
- (3) 強靱化する携帯基地局のサービスエリア図
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び  
本人確認書類の写し(※2)

別記

第1号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)  
生年月日

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付申請書

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額  
金 円

3 補助事業の概要

- (1) 工事着工予定日  
令和 年 月 日
- (2) 完了予定日  
令和 年 月 日

(3) 事業費 (単位:円)

経費区分	総事業費	
	補助対象経費	補助対象外経費
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
<u>(追加)</u>		
合計		

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 用地付近の見取図
- (3) 設計の概略図
- (4) 強靱化した携帯基地局のサービスエリア図
- (5) 県税の滞納がないことを証する証明書

※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）

(注) 法人のうち、支店又は営業所単位の補助金申請の場合は、税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の適用対象外。

第2号様式 (第8条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金については、交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服がありますので、高知県補助金等交付規則第7条第1項及び高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、交付申請を取り下げます。

記

不服のある交付の決定の内容 又は交付の決定に付された条件	理由

第2号様式 (第7条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金については、交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服がありますので、高知県補助金等交付規則第7条第1項及び高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、交付申請を取り下げます。

記

不服のある交付の決定の内容 又は交付の決定に付された条件	理由

第3号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の一部を変更する必要がありますので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(単位:円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	調査設計費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類  
変更事項に係る資料及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の一部を変更する必要がありますので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(単位:円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	(追加)		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類  
変更事項に係る資料及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

第4号様式 (第10条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業中止(廃止)申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を中止(廃止)したいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止(廃止)する理由

2 経費の支出額内訳

(単位:円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
<u>調査設計費</u>			
合計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ記入してください。)

(1) 中止期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 完了予定日 年 月 日

第4号様式 (第9条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業中止(廃止)申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を中止(廃止)したいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第9条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止(廃止)する理由

2 経費の支出額内訳

(単位:円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
<u>(追加)</u>			
合計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ記入してください。)

(1) 中止期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 完了予定日 年 月 日

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

## 高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業について、下記の事故が発生しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第3号の規定により報告します。

## 記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第5号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

## 高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業について、下記の事故が発生しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第9条第3号の規定により報告します。

## 記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第6号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の実施状況について、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(単位:円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (出来高) (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績 見込額
施設・ 設備費					
用地取得費・ 道路費					
<u>調査設計費</u>					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗を確認することができる資料その他関係書類

第6号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業の実施状況について、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第9条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(単位:円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (出来高) (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績 見込額
施設・ 設備費					
用地取得費・ 道路費					
<u>(追加)</u>					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗を確認することができる資料その他関係書類

第7号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を下記のとおり実施しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の概要

- (1) 着工日  
令和 年 月 日
- (2) 完了日  
令和 年 月 日
- (3) 事業実績額 (単位:円)

経費区分	総事業費	
	補助対象経費	補助対象外経費
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
調査設計費		
合計		

2 請求額

(単位:円)

交付決定額 ①	前回までの 概算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③

3 添付書類

- (1) 総括表
- (2) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (3) 当該施設等の完成写真

第7号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を下記のとおり実施しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の概要

- (1) 着工日  
令和 年 月 日
- (2) 完了日  
令和 年 月 日
- (3) 事業実績額 (単位:円)

経費区分	総事業費	
	補助対象経費	補助対象外経費
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
(追加)		
合計		

2 請求額

(単位:円)

交付決定額 ①	前回までの 概算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③

3 添付書類

- (1) 総括表
- (2) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (3) 当該施設等の完成写真

第8号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を下記のとおり実施しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の概要

- (1) 着工日  
令和 年 月 日
- (2) 完了予定日  
令和 年 月 日
- (3) 事業実績額

(単位:円)

経費区分	交付決定額	実績額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
調査設計費		
合計		

2 添付書類

- (1) 総括表

第8号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業を下記のとおり実施しましたので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の概要

- (1) 着工日  
令和 年 月 日
- (2) 完了予定日  
令和 年 月 日
- (3) 事業実績額

(単位:円)

経費区分	交付決定額	実績額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
(追加)		
合計		

2 添付書類

- (1) 総括表

第9号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

このことについて、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
- 5 添付書類】
  - （1）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （2）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

第9号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

このことについて、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
- 5 添付書類】
  - （1）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （2）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

第10号様式 (第13条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金の第 回概算払を受けたいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 内訳

交付決定額 ①	前回までの概算払受 領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③

3 振込先

金融機関名		店舗名	
預金留別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人 (カナ)			

(単位:円)

第10号様式 (第12条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金の第 回概算払を受けたいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 内訳

交付決定額 ①	前回までの概算払受 領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③

3 振込先

金融機関名		店舗名	
預金留別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人 (カナ)			

(単位:円)

第11号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業に係る財産処分承認申請書

令和 年度において、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容  
(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の経緯及び理由
- 3 取得財産の概要
  - (1) 施設又は設備の名称
  - (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
  - (3) 施設の所在地
  - (4) 事業費
- 4 処分の概要
  - (1) 処分しようとする相手方（注1）
  - (2) 処分しようとする財産の範囲  
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
  - (3) 処分の期間（注1）
  - (4) 処分の条件  
(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。)

第11号様式（第14条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所  
法人名  
代表者氏名(代表者の役職及び氏名)

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業に係る財産処分承認申請書

令和 年度において、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容  
(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の経緯及び理由
- 3 取得財産の概要
  - (1) 施設又は設備の名称
  - (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
  - (3) 施設の所在地
  - (4) 事業費
- 4 処分の概要
  - (1) 処分しようとする相手方（注1）
  - (2) 処分しようとする財産の範囲  
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
  - (3) 処分の期間（注1）
  - (4) 処分の条件  
(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注1）

6 添付書類

- ・対象施設の図面等（補助対象部分、処分範囲が確認できるもの）及び写真
- ・補助金等交付決定（写）及び補助金等交付額が確認できる書類
- ・携帯電話事業者から市町村に対する承認申請・届出書一式の写し

（注1）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注1）

6 添付書類

- ・対象施設の図面等（補助対象部分、処分範囲が確認できるもの）及び写真
- ・補助金等交付決定（写）及び補助金等交付額が確認できる書類
- ・携帯電話事業者から市町村に対する承認申請・届出書一式の写し

（注1）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。